

平成 30 年 1 月 9 日

各 位

外国投資法人名	i シェアーズ・インク	
代表者名	トレジャラー兼チーフ・フィナンシャル・オフィサー	ジャック・ジー
管理会社名	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (管理会社コード 15814)	
代表者名	マネージング・ディレクター	ジャック・ジー
問合せ先	(代理人) 西村あさひ法律事務所	弁護士 本柳 祐介 (TEL. 03-6250-6200)

i シェアーズ ETF-JDR の分配金確定のお知らせ

i シェアーズ ETF-JDR に関する分配金につき、下記の通り一口あたり分配金単価が確定いたしましたのでお知らせ致します。

記

銘柄名 (銘柄コード)	分配金の支払 に係る基準日	分配金支払 開始日（予定）	米国源泉税率每 の 1 口あたり 分配金単価 〔円〕	参考情報：信託財産である外国 ETF の分配金支払に係る基準日			
				分配金の支払に 係る基準日	外国の主たる市 場における分配 金支払開始日	外国の主たる市 場における 分配落日	1 口あたり分配金 単価〔米ドル〕
i シェアーズ エマージング株 ETF- JDR (MSCI エマージング IMI) (1582)	平成 29 年 12 月 20 日	平成 30 年 2 月 2 日	税率 10% : 97 税率 30% : 75	平成 29 年 12 月 20 日	平成 29 年 12 月 26 日	平成 29 年 12 月 19 日	0.973471
i シェアーズ フロンティア株 ETF- JDR (MSCI フロンティア 100) (1583)	平成 29 年 12 月 20 日	平成 30 年 2 月 2 日	税率 10% : 36 税率 30% : 28	平成 29 年 12 月 20 日	平成 29 年 12 月 26 日	平成 29 年 12 月 19 日	0.374712

(補足)

1口あたり分配金単価（外国源泉税控除後）は、適用される米国源泉税率毎に算出されています。

国内居住者が米国資産（米国 ETF、外国株式等）から生じる分配金や配当金を受領する際に課される米国における現地源泉税は、日米租税条約上の限度税率の適用要件を満たし、米国歳入庁が定める所定の手続を実施すれば、同条約に定める配当課税の限度税率（10%）を適用することができます。上記 i シェアーズ ETF-JDR については、当該所定の手続きに対応している口座管理機関（証券業者等）を通じて受益権を保有し、口座管理機関に対してご自身の米国源泉税率情報を受託者に提供することに同意した、適用要件を満たす受益者につき限度税率を適用しています。従って、複数の口座管理機関を跨いで保有している受益者は、各口座管理機関の対応状況によって、1口あたりの分配金単価が案分計算される可能性があります。尚、保有する JDR にかかる口座管理機関の対応状況を確認されたい投資家は、ご自身の取引先口座管理機関（証券業者等）にお問い合わせください。適用要件を満たさない国内居住者（その他の税率区分の対象者*を除く）の保有する i シェアーズ ETF-JDR の分配金には、米国において 30% の現地源泉税を適用しています。

分配金の受け取りに際し、登録配当金受領口座方式、個別銘柄指定方式および配当金受領証方式を選択し、分配金を受領する受益者は、上記 E T F - J D R に係る分配金の支払いを行う受託者によって行なわれる外国税額控除を受けることができます。一方、株式数比例配分方式を選択し、分配金を受領する受益者は、受託者による外国税額控除を受けることはできません。また、実質的な支払の取扱者に当たる証券会社については、外国税額控除を行う義務が適用されません。したがって、株式数比例配分方式により分配金を受領する受益者は外国税額控除を受けることができません。

上記内容は、本お知らせ発表日現在の状況に基づくものであり、今後内容が変更される場合があります。

*注) 米国現地源泉税にかかるその他の税率区分の対象者の保有する i シェアーズ ETF-JDR の分配金の単価については、下記をご参照ください。

i シェアーズ エマージング株 ETF-JDR (MSCI エマージング IMI) (1582)	税率 0 % : 108 円
i シェアーズ フロンティア株 ETF-JDR (MSCI フロンティア 100) (1583)	税率 0 % : 41 円

以上